

○中札内村文化賞規則

昭和58年1月30日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、中札内村の文化の向上発展のため、優秀な文化活動を顕彰し、もって中札内村の文化の普及振興を図ることを目的とする。

(中札内村文化賞)

第2条 教育委員会は、科学、芸術、教育等を通じ、村文化の進展に著しく貢献した個人及び団体に対して文化賞を贈る。ただし、同一の要件で中札内村表彰条例（昭和52年条例第14号）第2条第1項第6号の規定で表彰された者は文化賞の対象外とする。

(1) 各種の発表会等において、特に優秀な成績を収めた個人及び団体で、本村文化の振興にその功績顕著と認められるもの

(2) 地域並びに団体等における諸活動を通じ、健全な文化の振興発展に寄与した個人及び団体で、その功績顕著と認められるもの

2 教育委員会は、前項に該当する者で、必要があると認めるときは、文化奨励賞を贈ることができる。

3 教育委員会は、各種発表会等において特に優秀な成績を収めた小中学校児童生徒に対し、ジュニア文化賞を贈ることができる。

4 教育委員会は、前項に該当する者で必要があると認めるときは、ジュニア文化奨励賞を贈ることができる。

(顕彰)

第3条 顕彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。

2 文化賞の被顕彰者が授賞前に死亡した場合には、遺族に授与する。

第4条 文化賞の顕彰部門は、次の4部門とする。

(1) 科学（自然科学、人文科学）

(2) 芸術（美術、音楽、文学、その他芸能など）

(3) 教育（学校教育、社会教育）

(4) 文化活動

(授賞候補者の推薦)

第5条 文化賞の授賞候補者を推薦しようとする場合、中札内村文化賞等候補者推薦書（第1号様式）により、9月までとし、毎年、教育委員会が定めた期日までに推薦するものとする。

2 第2条第3項及び同条第4項の規定に該当するものを推薦しようとする場合は、推薦の時期は2月とし、毎年教育委員会が定めるものとする。

(選考委員会)

第6条 授賞者選考のため、文化賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、授賞者の選考について教育委員会の諮問に応じ審議答申するものとする。

第7条 選考委員会の委員は、中札内村社会教育委員の中から5名を教育長が指名する。

第8条 選考委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 会長は、選考委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(選考委員会の開催)

- 第9条** 教育委員会は、毎年選考委員会を開催し、授賞候補者について諮問するものとする。
- 2 選考委員会は、教育長がこれを招集する。
 - 3 選考委員会は、委員定数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(授賞者の決定)

第10条 授賞者の決定は、選考委員会の答申に基づいて教育委員会が決定する。

(授与式)

- 第11条** 授賞該当者がある場合は、11月3日（文化の日）に文化賞を授与する。ただし、特別な事情があるときは期日を変更することができる。
- 2 第2条第3項、第4項の授賞該当者がある場合は3月中に授与する。

(文化賞台帳)

第12条 教育長は、文化賞台帳を備え、文化賞、文化奨励賞、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞ごとに授賞年月日、授賞者の氏名、生年月日、住所（団体の場合は団体名、代表者名）、授賞の事由、その他必要な事項を記載しなければならない。

(教育長への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年度分より適用する。

附 則（昭和60年11月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則（昭和61年11月10日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年11月1日から適用する。

附 則（平成14年10月10日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年5月31日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月13日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1号様式は、平成24年12月1日から適用する。